

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループ共通の理念として“「その手があったか」を、次々と。”をスローガンに掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

当社では、この基本的な考え方に基づき、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定いたしました。

また、グループ理念に基づき、目指すべき理想、やるべき使命、実行するために必要な価値観を掲げ、当社グループ内での意識の浸透を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に向け取り組みいたします。

<フルサト・マルカグループ理念>

[Slogan]

「その手があったか」を、次々と。

[Vision] “ 目指す理想 ”

- ・変わろうとする兆しを、お客様とともに育てていきます
- ・挑戦の先に広がる景色を、いっしょに描いていきます
- ・グループが成長可能であるため、社員がいきいきと活躍できる環境づくりを目指します

[Mission] “ やるべきこと ”

感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。

- ・広く多彩なバリューチェーンを駆使し、お客様から「その手があったか！」を引き出します
- ・ともに乗り越え、ともに喜び合える。誠心(まごころ)でつながったパートナーを目指します

[Values] “ 価値観 ”

・安心して多様な個性が発揮されることでUniqueな発想が生み出されます

そのような環境を作るため大切な価値観を共有します

1. 自分とは異なる人やその考えを認め合い、意見を交えます
2. 成長を目指してチャレンジする意志を持ちます
3. 自分の活動が与える効果を想像し、より良い結果を追求します

[Standards] “ 判断基準 ”

1. 法令遵守

関係法令および社会のルールを守り、高い倫理観を持ちます

2. 人権尊重

人権を尊重し、個人の尊厳を守り、多様性を認め受け入れます

3. 社会貢献

持続可能実現のため、環境・社会活動の重要性を認識し、積極的に取り組みます

4. 公平・公正

誠実さを大切にし、常に公平・公正に対応するよう心がけます

5. 信用関係

公私の信用を高めるよう努力し、適切な情報に基づき相手を信用する関係を大切にします

6. チャレンジ精神

リスクを回避するだけでなく、リスクテイクしてチャレンジする選択肢を検討します

7. 自己実現

仕事や活動に意義を見出し、自己実現の機会と捉えることで、成長を続けます

社会と調和した健全な倫理観に基づく、企業利益と社会的責任が調和した誠実な企業活動を目指す当社において、コーポレート・ガバナンスの強化は内部統制機能や経営監督機能を確保し、取締役会における意思決定の透明性と公正性、ならびに業務執行の有効性・効率性を高めるものであり、ステークホルダーに対して説明責任を果たすうえでも不可欠なものとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考え、女性・外国人・中途採用者を積極的に採用しております。また人材育成方針については、自律的なキャリア形成支援として、研修の実施や制度の充実に努めております(年代別キャリア研修、女性のためのキャリアデザイン研修、自己申告・公募・FA制度等)。加えて、人事制度の見直しなど、社内環境の整備も実施しております。

一方、現時点では女性・外国人・中途採用者の管理職への登用に対する測定可能な数値目標を定めるには至っておらず、今後も引き続き多様性の確保に向けた施策を推進するとともに、目標についても検討してまいります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み】

当社のサステナビリティの取組みにつきましては、「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ推進に関わる基本方針、施策の検討・策定、重要課題(マテリアリティ)の抽出と設定を行い、速やかに開示できるように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用】

当社では、インターネットによる議決権行使ができる環境を整えております。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率等の推移を注視しつつ、議決権電子行使プラットフォームの利用ができるよう、速やかに準備を進めてまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長に必要な資金や原材料、商材の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係の維持・強化により、円滑な事業運営を図るために必要と判断する企業の株式を保有しております。保有株式につきましては、財務部門の責任者が毎年、個別の銘柄ごとに保有目的、含み損益、簿価と時価、配当状況、取引高を評価項目として、政策保有の意義、経済合理性など検証し、その内容を取締役会で審議しております。政策保有の意義が不十分な株式、あるいは資本政策に合致しない株式については縮減することを基本方針としております。保有株式の議決権の行使につきましては、対象となる議案につき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、対象会社の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを個別に精査し賛否を判断しております。当社グループの企業価値及び株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、議案を肯定する議決権の行使はいたしません。なお、当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向が示された場合には、当社は、その売却を妨げないこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は株主の利益を保護するため、取締役や監査役等との間で利益相反が生じる可能性のある取引につきましては、取締役会において事前に審議することとしております。取締役会は関連当事者間取引により、株主の利益が害されないか、また、法令や社内規程に適合した取引であるか等を確認したうえで、取引の承認をしております。なお、当該取引が実施された場合は、取引状況を取締役会において定期的に報告することを求めています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

現在は、当社完全子会社となる、フルサト工業、マルカでそれぞれ年金制度を運営し、企業年金が運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を生かせるよう、以下の体制を構築しています。

[フルサト工業]:企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成のみならず、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえ、財務部門を担当する取締役が責任者となり、運用機関から定期的な情報入手を行い、運用状況の管理(モニタリング)を行っており、必要に応じて運用機関との対話の場を設けております。また、担当者は外部セミナーへの出席などを通じて専門性を高めることに努めております。今後も人事面や運営面の仕組みを強化すべく、適切な資質を持った人材の育成や計画的な登用・配置に取り組んでまいります。

[マルカ]:年金運用の専門能力・知見を有する者を運用責任者とし、かつ、外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補完しております。また、企業年金担当部署が運用機関に対するモニタリング等を実施し、年金資産の運用の適正化を図っております。

【原則3-1(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

経営理念は、本報告書「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。また、中期経営計画については、改めて中長期的な経営戦略の策定に取り組み、速やかに開示するとともに、新たな枠組みにおいて目標の達成を目指してまいります。

【原則3-1(2) コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方】

本報告書の「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3-1(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き】

取締役の報酬を決定する際には、透明性及び客観性を確保するため、取締役会のもとに設置された過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会にて検討し、その内容を取締役会に報告し、審議を経て決定いたします。また取締役へのインセンティブ付与に関しては、業績連動型株式報酬制度を導入いたします。

【原則3-1(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名方針と手続き】

取締役会のもとに指名委員会を設置し、経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者についての協議を行い、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会の審議を経て候補者を決定いたします。委員会は社外取締役が過半数を占める構成とし、委員長には社外取締役を選任いたします。

取締役候補者の選定にあたっては、優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れていること、時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できていること、当社グループの経営戦略の策定及び実行に貢献できる知識・能力及び幅広い経験を有していること、自らの資質向上に努める意欲が旺盛なことなど、また、社外取締役については、会社法及び東京証券取引所の定める独立性要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などの選定基準を踏まえて委員会にて協議を行い、取締役会の審議により決定いたします。

監査役候補者の選定にあたっては、職務を遂行する上で必要な強い意思と優れた人格を有していること、当社グループに対する深い理解に基づき、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力・経験を有していること、当社の監査役に求められる役割・職責を適切に果たす上で必要な時間・労力を確保できること、また、社外監査役の候補者については、会社法に定める社外監査役の要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などを指名の条件としており、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議し決定いたします。

また、経営陣幹部については、グループ経営の陣頭に立つ資質を有していること、現在まで適正に業務を執行してきたと認められる者であること、職責を十分に果たして着実に成果を上げている者であること、または成果を上げることが期待できる者であること、などの基準を満たしている候補者を指名し、取締役会の審議により決定いたします。

経営陣幹部、取締役ならびに監査役が、公序良俗に反する行為を行った場合、職務懈怠により企業価値を著しく毀損させた場合、選定基準に定める資質が認められない場合など、経営陣幹部、取締役ならびに監査役を解任すべき事情が生じた場合は、指名委員会における協議を経た上で取締役会が決定し、法令に基づき解任手続きをとります。

【原則3-1(5) 取締役等の個々の選解任・指名についての説明】

取締役等の個々の選任・指名についての理由は、フルサト工業「第63回定時株主総会招集ご通知」、マルカ「臨時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しておりますのでご参照ください。なお、取締役及び監査役の解任の決定手続きは、会社法の規定に従って行うことといたします。

フルサト工業 http://www.furusato.co.jp/wp-content/uploads/2021/06/cn_2021_jp.pdf

マルカ <http://www.maruka.co.jp/uploads/4884e2e2d8cf5f91f175e4a8a802a73d-1.pdf>

【補充原則4-1-1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】

取締役会の意思決定の範囲は、法令ならびに定款に定めがあるほか、当社の事業に関する重要事項等につきましては、社内ですべての「取締役会規程」ならびに「取締役会決議事項と付議基準」により取締役会で決議いたします。これらに定められた以外の事項に関する意思決定、ならびに取締役会に報告すべき事項につきましては経営陣に委任いたします。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立性のある立場で、経営の監督及び助言を行い、取締役会の機能向上と透明性を確保する役割を果たし得るとの判断から、他社で企業経営全般に携わった経験者1名、会計・財務に知見のある公認会計士・税理士1名、法務分野に知見のある弁護士1名のあわせて3名を独立社外取締役として選任しております。取締役会は、社内取締役5名と合わせて合計8名で構成しており、独立社外取締役は3分の1以上となっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が、社外取締役を選定するにあたっては、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を満たしており、それに加えて当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる、豊富な経験と専門的な知見を有していることを重視しております。

【補充原則4-10-1 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】

当社の取締役会の構成は、取締役総数8名のうち、独立社外取締役は3名となっております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬については、特に透明性・客観性及び説明責任の強化が必要であることから、取締役会の諮問機関として社外取締役が委員長を務める任意の委員会である、指名委員会・報酬委員会を設置し、適切な関与・助言を得るようにいたします。指名委員会及び報酬委員会の両委員会ともに、社外取締役3名と社内取締役2名で構成されており、社外取締役が過半数を占める事で、独立性・客観性を高めております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方】

当社は、実質的な議論が機動的に行える取締役会の規模は10名以内との判断から、その旨を定款に定めており、現在の取締役の員数は8名となっております。社内取締役については、当社のグループ理念や経営戦略などを踏まえつつ、これまでの業務経験や、それにより得た知見などを重視した審議を通して、取締役としての資質を有した人物を選任しております。

社外取締役については、豊富な経験と実績、専門的な見識を有する人物を選任しており、その構成は、他社で企業経営全般に携わった経験者1名、公認会計士・税理士1名、弁護士1名であり、そのいずれもが独立基準を満たしております。社外取締役は、その知見や経験を活かして当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いたします。

また、監査役の人数は3名であり、うち2名は独立基準を満たしている社外監査役を選任しております。常勤監査役は、当社と当社グループに対する深い理解を有しており、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力を備えた人物を選任しております。社外監査役の構成は、豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有している公認会計士1名と、他社での豊富な経験を通じて高い見識を有している企業経営全般に携わった経験者1名を選任しております。

当社は、知識・経験・能力を全体としてバランスよく整えた取締役会の構成を基本方針としており、社外取締役3名のうち1名、社外監査役2名のうち1名(独立役員5名のうち2名)は女性としておりますが、取締役会の適正規模、実効性の確保などを勘案しつつ、ジェンダーや国際性の面での多様性確保について引き続き検討をまいります。また、経営戦略に照らし合わせ、当社が備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、スキル・マトリックスによる各取締役の有するスキル等の開示を速やかに検討してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外を含む取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合、当社の取締役または監査役としての責務を果たすために必要な時間と労力を確保できる適切な兼任数までとしております。取締役と監査役の兼任状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類や、有価証券報告書等の開示書類に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

取締役会全体の機能向上を目的として、取締役会の実効性評価を行ってまいります。評価の方法としては、アンケートの実施や社外取締役と社長との協議において抽出された課題点に関する取り組みを取締役会場で意見交換するなどを行ってまいります。

また取締役会は、闊達な議論を行い、事業ポートフォリオの更なる充実を含めた、グループ全体の戦略的な方向性を示す役割をより強く果たしていくこと、及び経営の監督機能の強化に注力していくことが重要であるとの認識を共有いたします。

今年度の取り組みとしては、グループの成長に伴い重要性が増しているグループガバナンスの強化について議論を進めてまいります。具体的には、企業グループ全体の価値向上を図る観点から、関係会社管理規程の見直しを含めグループ内における戦略的な権限配分のあり方についても検討を行い、グループ経営において「守り」と「攻め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスのあり方についてを議論し、取締役会の実効性を高めつつ、グループの企業価値向上と持続的成長の実現を目指してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、取締役及び監査役がその責務を実効的に果たすために必要となる法令やコーポレート・ガバナンス、リスク管理等に関する知識習得の機会を提供いたします。また、就任以降も適宜、法改正や経営課題に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じて外部機関の研修等も活用いたします。加えて、社外取締役、社外監査役に対してはグループ会社を含む拠点見学等を実施し、当社の経営方針や事業内容について理解を深められる場を提供いたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在においては、株主・投資家との対話の機会を設けておりませんが、IR担当役員を選定し、また、株主との対話を補助するIR担当窓口を経営戦略本部とし、関連するグループ各社の各部門とも連携して、法令等を遵守した情報開示に努めます。IR担当役員とIR担当窓口の社員は、未公表の重要な内部情報(インサイダー情報)が外部へ漏洩することを防止するため、「内部者取引管理規則」に基づき、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底いたします。

株主・投資家との建設的な対話を通じた企業価値の向上を図るためには、重要情報の適時・適切な開示が重要との考えのもと、当社ウェブサイトでの法定開示に加え、決算説明の模様を動画配信し、当社ウェブサイト内の「IRライブラリー(日本語版・英語版)」では、四半期ごとの決算説明資料、アニュアルレポート、時系列財務データなども開示する予定です。

また、機関投資家に向けては、第2四半期、通期の決算発表後に決算説明会を開催し、決算の概要と今後の見通しに関するプレゼンテーション等を行う予定です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エフアールテイ	2,753,861	10.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,171,054	4.60
株式会社三菱UFJ銀行	1,036,790	4.10
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,010,973	4.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	860,309	3.40
コベルコ建機株式会社	766,260	3.00
株式会社不二越	743,040	2.90
株式会社りそな銀行	562,843	2.20
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	552,546	2.20
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	516,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

1.当社は新設会社であるため、当社の完全子会社となるフルサト工業においては2021年3月31日現在の、マルカにおいては2021年5月31日現在の株主の状況等に基づき、株式移転比率(フルサト工業1:マルカ1.29)を勘案した当社の2021年10月1日時点で想定される大株主の状況としております。また、保有割合の算定に際しては、自己株式(フルサト工業55,412株・マルカ747,186株)を控除しております。

2.シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドから公衆の縦覧に供されている完全子会社のフルサト工業・マルカの大量保有報告書に係る変更報告書において、株式を保有している旨の記載がありますが、現在における実質所有株式数を正確に確認することができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小谷 和朗	他の会社の出身者													
中務 裕之	他の会社の出身者													
武智 順子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小谷 和朗		独立役員に指定しております。	ナブテスコ株式会社の取締役社長、取締役会長を務められ、企業経営全般に携わった経験を活かして、実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができるかと判断し、社外取締役といたしました。なお、当社完全子会社の株式会社マルカはナブテスコ株式会社と商品売買等の取引がありますが、その取引額は当社の当期売上高の2%未満であり、同氏は独立性を有していると判断しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足田 鏡子		独立役員に指定しております。	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しております。過去に会社経営に関与したことはありませんが、客観的かつ独立した立場から、その専門知識及び見識を、経営全般の監督と適正な監査活動に活かしていただける観点から、社外監査役といたしました。また、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
佐々木康夫		独立役員に指定しております。	トヨタ自動車株式会社、フタバ産業株式会社、及びプライムアースEVエナジー株式会社における豊富な経験を通じて高い見識を有しております。業務執行から独立した公正で客観的な立場で経営全般の監督と適正な監査活動を行っていただけるものと判断し、社外監査役といたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、次に掲げる各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役は、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

(社外役員の選任基準)

当社および当社の関係会社(以下「当社グループ」という)の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに準じる者および使用人、ならびに過去に業務執行者として当社グループに所属したことがある者(以下、総称して「業務執行者」という)

当社グループを主要な取引先として、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社から受けた者またはその業務執行者

当社グループの主要な取引先として、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社に行っている者、または直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者またはその業務執行者

当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者

当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

当社グループから役員報酬以外に、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える(以下、総称して「多額」という)金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

上記 から 過去3年間に於いて該当していた者

上記 から 該当する者が、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員および部長格以上の上級管理職である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である業績連動型株式報酬制度を導入いたします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の額については、総額と内訳を有価証券報告書に記載し、公衆の縦覧に供します。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則3-1(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き】に記載しております。取締役の報酬内容は現在策定しており、2022年3月の株主総会の決議にて確定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、取締役会事務局および内部監査部門が必要に応じ、情報の提供、連絡が行えるサポート体制を整えています。

取締役会資料の事前配布を行い、議事等についての補足説明を行います。また、今後開催される全国の部署責任者会議等の重要会議や、その他、必要と思われる行事にも出席いただき、各取締役・担当者等から当社グループの現状の説明を行うこととしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は8名の取締役で構成されており、うち3名は社外取締役であります。当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在においては、取締役会の開催実績は1回ですが、毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、十分な議論の上にて確かつ迅速に意思決定を行います。また、取締役会では法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定するとともに、業績の進捗についても議論し対策等を検討いたします。

指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会のもとに社外取締役を委員長とする、指名委員会・報酬委員会(いずれも諮問委員会)を設置いたします。指名委員会は、取締役会の求めに応じて、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、また報酬委員会は、取締役及び重要な使用人の個人別の報酬等に関して協議を行い、取締役会に対してその協議内容の報告を行います。指名委員会・報酬委員会は委員5名で構成されており、うち3名は社外取締役としております。

監査役会

監査役会は3名の監査役で構成されており、2名が社外監査役で1名が常勤監査役であります。監査役の活動は、取締役会に出席し、取締役の職務執行ならびに当社の業務や財政状況の監査を実施いたします。また、代表取締役との意見交換会、決裁書類その他重要な書類の閲覧・監視等を行います。

内部監査室

当社は、内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規約の遵守、手続の正当な執行等の目的で内部監査室を設置し、継続的に実地監査を実施いたします。

会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、独立した専門家の立場から外部監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人における業務執行社員の継続監査年数は7年を超えておりません。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役は、内部監査室より内部監査の方針と実施計画及び内部監査の結果報告を受けるとともに、期初の計画策定時、定期内部監査報告書・フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図ります。また、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告及び監査報告の聴取、会計監査人が実施する棚卸監査への立会い等のほか、監査来訪時に定期的に情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めます。内部監査室は、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図ります。

内部統制委員会

当社は、グループ全体の内部統制体制の整備を目的とする「内部統制委員会」を設置し、金融商品取引法に基づく、財務報告の適正性及び内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会と連携することで、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行い、取締役会を補佐する組織運営を行います。

リスク管理委員会

当社は、リスク管理を行う全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置いたします。年2回及び臨時に開催し、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討・実施いたします。大規模な災害、事故等が発生したときは、代表取締役社長が「危機対策本部」を設置して対応する体制を構築いたします。

コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを徹底するための基本方針や施策などの検討・策定を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、使用人に対し社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施いたします。また違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益取扱いを受けないよう内部通報規程で定めております。

当社グループ内における下記の事項を所管、審議し、必要に応じて取締役会に意見を具申いたします。

- a コンプライアンスに関する方針、体制、関連規定等に関する事項
- b コンプライアンスに係る啓発及び教育研修
- c 違反行為事案の調査及び再発防止策の策定と実施
- d コンプライアンス窓口への通報、相談に関する事項
- e その他、コンプライアンスの推進に関する必要な事項

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、内部監査室を設置し、日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図ります。

また、当社は経営監視機能として、常勤監査役1名及び社外監査役2名の体制で、取締役の職務執行の監査を行います。このうち社外監査役2名は独立役員として指名しており、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会や当社の年中行事にも参加し、経営監視の実効性を高めております。当社では社外取締役及び社外監査役が独立・公正な立場で、各取締役の職務執行状況を監視するガバナンス体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に招集通知を発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行います。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の電子化を実施いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、議決権電子行使プラットフォームへの参加はしていません。議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、今後も機関投資家や海外投資家の比率等の推移を注視しつつ、議決権電子行使プラットフォームの利用ができるよう、速やかに準備を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文での提供を行います。
その他	招集通知発送日前日から当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて招集通知を開示いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	速やかに作成し、当社ウェブサイトへ掲載予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算短信、本決算短信発表後、1ヶ月以内をめどに開催する予定です。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	実施を検討しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIR資料を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部に広報IR部を設置いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後の検討課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	取引先との間で、またメーカーとして環境保全活動を実施いたします。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	今後の検討課題と認識しております。
その他	コンプライアンス・マニュアルを策定し、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会において当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、当社を含むグループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)構築の基本方針を決議し、この基本方針に基づき機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンス体制の強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性の高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指します。

2. 整備状況

- (1) 2021年10月1日の取締役会で決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に沿い、その整備を進めてまいります。
- (2) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制として、企業理念、行動規範、企業行動指針、企業倫理、社内通報体制を、グループ会社を含めた全社員に対して啓蒙に努めます。
- (3) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制は、当社を含むグループ各社の、取締役等の職務の執行に係る重要な情報については、情報管理規程により定められた所管部署が適切に保存・管理し、取締役・監査役が常時閲覧できる状態とする。
- (4) 損失の危機管理に関しましては、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、社内にあるリスクの洗い出しを行い、リスク管理規程を定め、グループ全体のリスク管理体制の整備を進めます。
- (5) 取締役の職務の執行体制につきましては、定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、重要事項の決定を行います。
- (6) 監査役による監査が実効的に行われる体制として、監査役と内部監査室は監査報告書閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図ります。また、監査役と会計監査人は定期的に情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査のできる体制を確保いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断してまいります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

上記の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、当社の「コンプライアンス・マニュアル」に明記し、社員に周知徹底してまいります。社内の体制としましては、関係部署が警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるように体制の整備を進めます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

敵対的買収に対する防衛策につきましては、「株主価値の拡大」を第一義的に考え、導入の適否を検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示の基本方針

当社は、会社法及び金融商品取引法ならびに東京証券取引所の適時開示に関する規定を遵守し、情報開示を行っております。適時開示規則の基準に該当する情報は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示し、当社ウェブサイトにも掲載いたします。また、関係法令及び適時開示規則の基準に該当しない場合でも、投資家にとって重要な情報と判断できるものについては、速やかに任意開示することに努めております。

当社は、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守し、未公表かつ投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断した決定事実、発生事実及び決算情報等を一部の株主や投資家等のみに開示することはいりません。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

a. 決定事実

重要な決定事実については、定例取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かは情報管理責任者(管理本部長)を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。必要に応じて会計監査人による監査及び監査役による意見、助言を適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

b. 発生事実

災害・事故・紛争・情報漏洩等については、当社危機管理規程に基づき、事案発生後に主管部門にて情報収集を行い、必要に応じて弁護士等による助言を適宜受け、情報管理責任者(管理本部長)を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

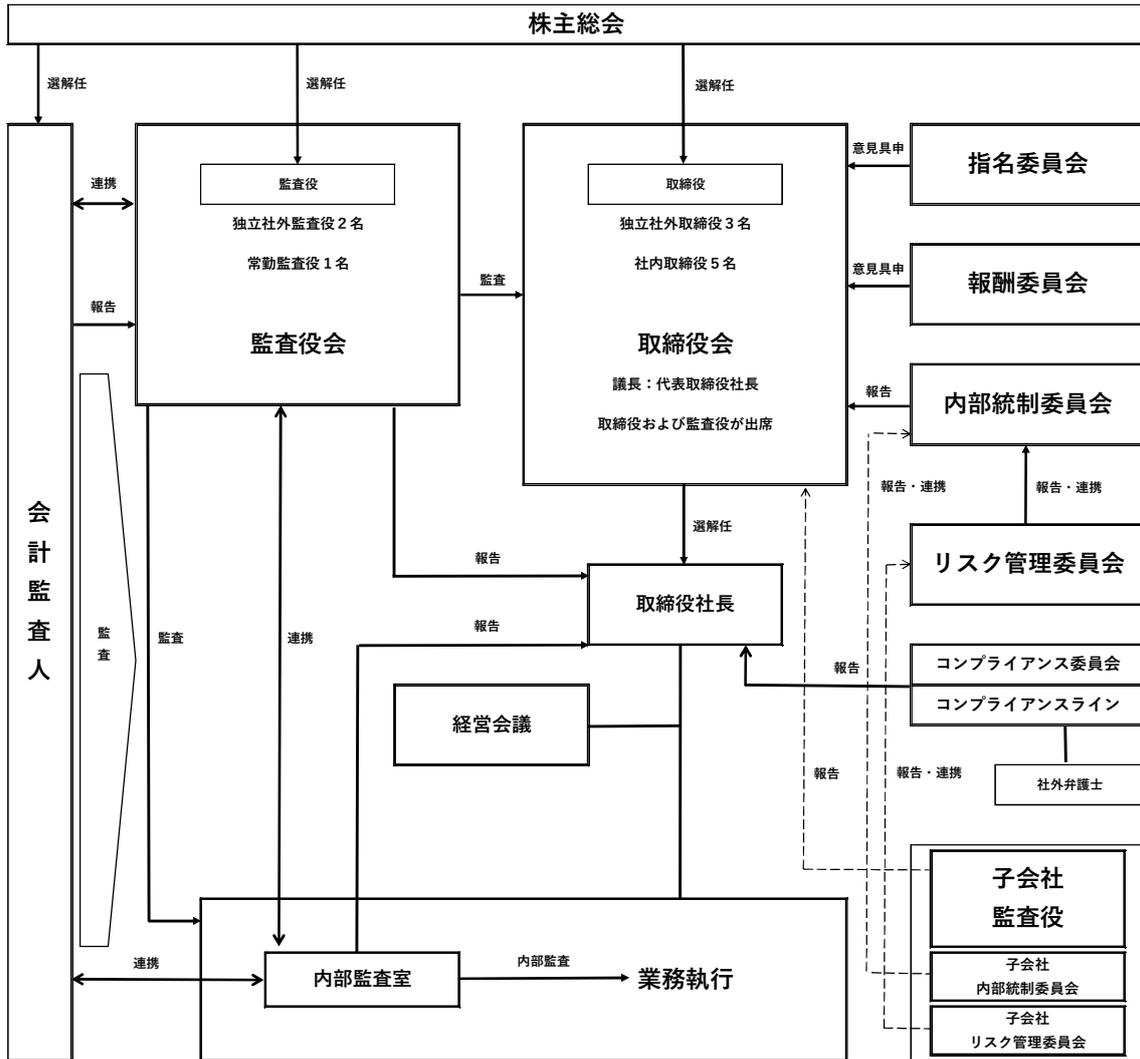
c. 決算情報

決算に関する情報については、財務企画部が作成、開示を行います。決算数値等については、取締役会決議を経て、財務企画部より速やかに適時開示を行います。

d. 情報管理

重要事実については、当社及びグループ会社に内部者取引管理規則を制定し、それに基づき、重要事実の管理方法を定め、グループ会社間での重要事実情報の報告ルート、自社株式の売買への制限設定、重要事実に基づく株券等の売買の禁止を行うなど情報管理の徹底、及びインサイダー取引の未然防止を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

